



評 定 書

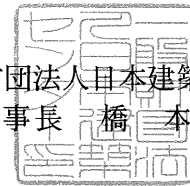
株式会社 ハウステック

代表取締役社長 新井 仁 様

平成 31 年 4 月 23 日付けで、評定申込みのあった下記案件について、当財団 FRP 評定委員会（委員長：邊 吾一）において慎重審議を行った結果、平成 21 年 4 月 30 日付け評定報告書（BCJ 評定-PA0028-05）のとおり、本件は、構造耐力上支障ないものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和6年4月29日までとします。

一般財団法人日本建築センター
理事長 橋 本 公 博



記

1. 件 名 小規模合併処理浄化槽
KGF2 型（幅 1,230 mm、ポンプ槽付幅 1,230 mm）
KGR2 型（幅 1,230 mm、ポンプ槽付幅 1,230 mm）
KBF 型（幅 1,230 mm）
KGR2A 型（幅 1,230 mm、ポンプ槽付幅 1,230 mm）
DBR 型（幅 1,230 mm、ポンプ槽付幅 1,230 mm）
（幅 1,660 mm、ポンプ槽付幅 1,660 mm）
KBR1 型（幅 1,230 mm、ポンプ槽付幅 1,230 mm）
（幅 1,660 mm、ポンプ槽付幅 1,660 mm）
KGRN 型（幅 1,230 mm、ポンプ槽付幅 1,230 mm）
2. 槽の種類 角型横置槽
3. 設計者 株式会社 ハウステック
4. 製造管理者 株式会社 ハウステック及び関連会社
5. 施工管理者 株式会社 ハウステック及び指定施工業者

6. 建設地条件

長期許容地耐力	31 kPa 以上
垂直最深積雪量	1m 以下の地域
積載荷重	1,765N/m ² 以下及び車両総重量 2 トン (19.6kN)以下の駐車場
最高地下水位	地盤面下 30cm まで
設置方法	地上設置及び地下埋設
底版コンクリートの位置 (最深埋設時)	地盤面下 1.88m~2.35m



支柱省略工事を行う場合の工事仕様書

下記の浄化槽を共通要件に基づき施工する場合において、当社が別途指示する工事の様子は下記のとおりです。

記

型式・人槽	項 目	施 工 仕 様
型式 (KTG-5 5人槽) 型式 (KTG-7 7人槽) 型式 (KGRN-10 10人槽)	上部スラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場に土間コンクリートを打設する場合は一体で打設する事 ・ 駐車場に土間コンクリートを打設しない場合は、土肩に 200mm 以上かかる広さとする事。

共通要件 (鹿児島県浄化槽推進市町村協議会及び一般社団法人鹿児島県環境保全協会が定める要件)

(1) 支柱省略工事を行うことができる要件	
① 浄化槽の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財団法人日本建築センターのFRP評定を取得した浄化槽であること。
② 建築物の用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として戸建ての専用住宅であること。 ・ 貸家住宅又は建売住宅でないこと。
③ 駐車する車両の重量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量 (積載重量を含む) が 2,000 kg 以下であること。
④ 駐車場の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定の車両が利用するものでないこと。
(2) 支柱省略工事を行う場合の工事仕様	
① 浄化槽の設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンホールの上に車輪が直接乗らないように設置すること。
② 上部スラブ工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広さは浄化槽メーカーの指示する仕様とすること。 ・ 高さ及び配筋等は、浄化槽適正工事マニュアル (一般社団法人鹿児島県環境保全協会発行) に示す標準施工の場合と同等以上とすること。
③ 基礎底盤工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽適正工事マニュアル (一般社団法人鹿児島県環境保全協会発行) に示す標準施工の場合と同等以上とすること。
④ 駐車車両制限の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量 (積載重量を含む) が 2,000 kg を超える車は駐車できないことを表示したプレート (耐候性、耐久性を備えたもの) を駐車場の見やすい位置に設置すること。
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の工事仕様については、浄化槽適正工事マニュアル (一般社団法人鹿児島県環境保全協会発行) によること。 ・ 浄化槽メーカーから特に指示がある場合は、それによること。

平成26年 9月24日

株式会社 ハウステック

鹿児島営業所

所長 橋 元 亮

